

山梨県環境影響評価等技術審議会議事録概要

日時：令和8年5月28日（木） 13：30～16：05

場所：山梨県庁別館3階 正庁

会議出席者

<出席委員>

坂本委員、石井委員、岩田委員、北原委員、後藤委員、小林（富）委員、
小林（拓）委員、佐藤委員、高木委員、箕浦委員、湯本委員

<事業者>

富士・東部広域環境事務組合 郷田事務局長、滝口参与
建設課 柴田課長、佐藤課長補佐、義城主幹

株式会社環境技術センター 事業本部 味澤部長
計画課 西川課長代理

<事務局>

山梨県 森林環境部 大気水質保全課
野中参事・課長、土橋主幹、佐野総括課長補佐、
有泉課長補佐、芦沢副主査、深沢主任

1 開 会

2 議 事

議題 富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業
準備書について

3 その他

4 閉 会

(配布資料)

次第・座席表

山梨県環境影響評価等技術審議会委員名簿

資料1 事業概要と準備書手続について

事業者説明資料1 富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業
環境影響評価 準備書に係る意見整理表（公開部）

事業者説明資料2 富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業
環境影響評価準備書（公開部）

事業者説明資料3 富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業
環境影響評価 準備書に係る意見整理表（非公開部）

事業者説明資料4 富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業
環境影響評価準備書（非公開部）

1 開会

(司会 佐野総括課長補佐)

定刻となりましたので、ただいまから、山梨県環境影響評価等技術審議会を開会いたします。委員の皆様には、御多用のところ御出席を賜り誠にありがとうございます。私は山梨県大気水質保全課 総括課長補佐佐野でございます。本日の進行を務めます、よろしくお願いたします。初めに、参事 大気水質保全課 課長 野中から、御挨拶を申し上げます。

(事務局 野中参事・課長)

委員の皆様方にはお忙しいところ、環境影響評価等技術審議会に御出席いただきありがとうございます。

本日の議題は、富士東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業の準備書手続きです。本事業につきましては、4月13日に1回目の審議会を開催いたしまして、委員の皆様からは多くの御意見や御質問いただいているところです。本日については、1回目の審議会での御質問、御意見に対し、事業者側から説明をしていただき、委員の皆様には、事業者の説明内容を受けて、また、質疑や意見交換等をお願いしたいと考えております。委員の皆様におかれましては、限られた時間でございますが、幅広い観点から御審議いただきますようお願いいたします。よろしくお願いいたします。

(司会 佐野総括課長補佐)

続きまして、本審議会の開催の可否について御報告いたします。本日の出席状況につきましては、委員15名中、会場に5名、Web参加で6名の計11名の出席をいただいております。よって、2分の1以上の出席が得られましたので、条例第47条第11項の規定に基づき、本審議会が成立していることを御報告いたします。

なお、Web参加の箕浦委員が14時30分頃、小林拓委員が16時頃に、それぞれ所用のため、御退席されます。進行上、可能な範囲で御退席前に、御発言の機会をいただければと思います。

ここで配付資料の確認をさせていただきます。資料は事前に郵送にてお送りしておりますが、資料は7種類ございます。次第・座席表、山梨県環境影響評価等技術審議会委員名簿、資料1、事業者説明資料1から4となっております。資料に不足等がございましたら、事務局までお申

し出ください。配布資料はお揃いでしょうか。

委員及び事業者の皆様におかれましては、公開部分の審議については、傍聴人による撮影や録音が行われておりますので、御承知おき願います。現時点では、傍聴人はおりませんが、会議開始後でも、傍聴人の入室は認められておりますので、傍聴人の入室があった場合は、公開部分の審議について、撮影、録音が行われる可能性がありますので、御承知おき願います。なお、事務局にて、審議会の記録のために、審議の途中で写真を撮影する場合がございます。

次に、今回の会議は、対面とWebによる参加を併用して開催しております。議事録作成のため、会議内容については、録音をさせていただきます。誠に恐縮ですが、御発言の際は、必ずマイクを使用して、大きな声でお願いします。なお、マイクの使い方についてですが、機械下方にある発言キーを押していただきますと、マイクの表示灯が点灯しますので、点灯したことを確認してから御発言いただきますようお願いいたします。御発言が終わりましたら、再度、機械下方にある発言キーを押して、表示灯を消灯させてください。また、御発言の都度、お名前を仰っていただくようお願いいたします。加えて、長時間の会議となることが予想されますので、端的な質疑応答をお願いします。

それでは、次第に従いまして、議事に入らせていただきます。本審議会の議長は、条例第47条第10項により、会長が当たることと定められておりますので、坂本会長に議事進行をお願いいたします。坂本会長、よろしく申し上げます。

2 議事

議題 富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業 準備書について

(坂本会長)

それでは、議事を始めたいと思います。

審議案件の審査に入る前に、本審議会の運営方法について御確認をお願いします。本審議会については、平成17年7月8日の技術審議会において御議論いただきましたとおり、制度の主旨である『公平性・透明性』を確保するため、審議そのものについても、広く公開する中で行うことが必要であることから、動植物の希少種や、個人情報に係る部分を除いて全て公開とする。議事録については、発言者名を含む議事録を公開するというようお願いいたします。「希少動植物保護の観点」から、一部

の審議については、非公開で行います。非公開の内容に関する審議の際には、報道関係者及び傍聴人には本会場から退出いただきます。以上、御協力をお願いします。

本日の議題は、「富士・東部広域環境事務組合一般廃棄物処理施設整備事業 準備書」に関するものです。まず、事務局から、経緯等の説明後、事業者から、1回目の審議会で各委員からあった御質問や御意見に関する見解を説明してもらいます。その説明を受けて各委員には質疑応答をお願いします。なお、先ほど申しましたように希少動植物に関わる部分については、後ほど、非公開で行います。終了時刻は17時頃を予定しております。それではまずは事務局からの説明をお願いします。

(事務局 有泉課長補佐)

資料に基づき説明させていただきます。資料1「事業概要と準備書手続について」を御覧ください。表面については前回と同じ内容ですので省略させていただきます。

裏面を御覧ください。4月10日に、関係地域である富士吉田市長及び西桂町長へ意見照会を行いました。両市町とも意見はないということでした。また、5月23日に予定していた公聴会につきましては、公述人の申し出がなかったことから、実施をいたしませんでした。次回、3回目の審議会は、6月中旬から下旬の開催を予定しています。そして3回目の審議会で知事意見の素案について御審議いただいた上で、事業者から、県民意見の概要などを提出された3月25日から120日にあたる7月23日までに、事業者に対して知事意見を述べることとなります。

今後の進め方についてですが、本日の会議が終わりましたら、次回の審議会までに、審議会等で出された意見を集約したいと考えています。3回目の審議会の際に集約した意見等を整理して作成した知事意見の素案を提示することを予定しています。また、知事意見の素案に対する審議会意見を踏まえ、知事意見の案を作成し、庁内調整を行った上で、期限までに知事意見を述べます。以上で資料1の説明を終わります。

(坂本会長)

ただ今、事務局から「事業概要と準備書手続きについて」の御説明をいただきました。続いて事業者から、事業者説明資料1と2の公開の資料に基づき、最初に、全般事項から水象まで御説明いただいて、その後、

後半として地盤沈下以降を御説明願います。

それではまず前半ということで、30分程度で御説明をお願いします。

(株環境技術センター 西川課長代理)

それでは、株式会社環境技術センターの西川が説明いたします。よろしく願いいたします。説明の途中で説明者が交代しますが、御了承ください。

初めに、資料1と資料2を使って説明をいたします。資料1が前回審議会で委員よりいただいた御意見等と、当日事業者回答の要旨を整理し、事業者の後日回答を追加したものになります。資料2は、事業者の後日回答の補足として説明後の資料をまとめたものです。御説明の進め方は、資料1の番号順に事業者の技術回答を説明しながら、適宜、資料2の補足説明を御参照いただく形で進めます。当日回答して、追加の後日回答がないものについては説明を割愛させていただきます。

それでは、資料1の1ページを御覧ください。まず資料1、No.2の坂本会長よりいただいた、性能発注に関する御質問への回答です。後日回答は一番右の列の事業者回答（後日）の欄にお示ししたとおりですが、性能発注についての補足資料、補足説明を資料2に示しましたので、資料2の1ページを御覧ください。

本事業では、対象事業の建設と運営を行う事業者を、性能発注方式によって選定する予定です。性能発注方式というのは、環境省が廃棄物処理施設の発注の際に推奨している発注方式です。

手続きとしては、まず組合が、施設の基本性能や環境への配慮その他の制約事項を、要求水準書などに定めます。この要求水準書には、アセス評価書に示す環境配慮事項と環境保全措置のうち、受注者に義務付ける内容が盛り込まれます。例えば、残置森林の範囲ですとか、工事中の仮囲いの設置などがここに盛り込まれます。入札に参加する事業者は、基本性能や環境への配慮などの条件を満たすことを前提に技術提案を行います。そして、組合は、提案内容と入札価格を考慮して、総合的に優れた提案を採用します。このような受注者選定の方式が性能発注方式です。

参考として、後半の囲み記事に、環境省の廃棄物処理施設の発注仕様書及び要求水準書作成の手引きからの抜粋を示しています。

この性能発注方式では、入札参加者がそれぞれの実績やノウハウに基づいて、要求水準書に示された性能要件を満足するように、どのような

施設を建設するかや、工法、運営方法などを提案します。このため、事業に求められる諸々の要件を確実に満たしながら、技術的に総合力の高いプラントメーカーの創意工夫を活用できるのが特徴です。入札参加者の技術提案には、施設規模、処理方法などが示されるほか、アセスの結果を踏まえて、大気汚染、悪臭、騒音等に関わる性能や、植物、動物、生態系に与える影響を最小限とするための方法などが示されることとなります。

例えば、施設稼働について、敷地境界で騒音レベルを60デシベル以下にする、といった性能要件を示した場合、これを実現するために使える技術としては、例えば、低騒音の機器を採用したり、建物の配置を敷地境界から遠ざけたり、騒音発生機器を遮音性能の高い専用の部屋に設置したり、建物の壁を厚くしたり、ダクトの吸音・消音をしたりすることなどが考えられます。入札参加者は、このようないろいろな技術の組み合わせによって性能要件を満たすことができますが、どのような組み合わせを採用するかは、それぞれの入札参加者が自社の得意とする技術を中心に騒音以外の性能要件ですとか、コストを勘案して、技術提案することになります。従って、性能発注によって、技術面、コスト面の競争が有効に働くメリットがあります。

このように、入札前の現段階においては、設計等の仕様の詳細が定まっていません。このため、アセスでは、影響が最大となる場合を想定するか、複数の案を想定して、予測・評価を行っています。

性能発注についての説明は以上です。では、資料1の説明に戻ります。資料1の2ページを御覧ください。

(株環境技術センター 味澤部長)

資料1のNo.4の田中委員よりいただいた、環境影響評価の複数案に関する御意見への御回答です。準備書の6ページの計画地の選定理由に示すように、組合を構成する12市町村長の会議体により、地形、災害等の安全性、周辺環境の状況、インフラ状況など、18項目の評価基準を踏まえ、令和2年10月の段階で、本事業の事業地を選定しており、事業池の変更は難しい状況にあります。このため、施設の基本設計は事業地内の適切な土地利用を重視して進めてきました。

準備書の27ページの「供用時の環境保全対策」に示しているように、桂川沿いの森林を残置することにより、森林部分の改変を回避するとともに、周辺環境への影響の低減を図っています。このため、旧耕作地部

分の土地利用には余裕がなく、土地利用の複数案を検討する余地が非常に少ない状況です。

資料1のNo.5も田中委員よりいただきました、環境影響評価の複数案に関する御意見への御回答です。方法書に対する知事意見1は、「施設建設の発注条件のうち環境に影響を及ぼし得る条件については、複数案を比較検討した上で条件（案）の決定理由を準備書に示すこと」としています。準備書では、施設建設の発注条件の中で取り得る選択肢の中から複数案を設定しております。

次の3ページを御覧ください。資料1のNo.6は、田中委員よりいただきました、審議会での説明に関する御意見への御回答です。評価書の説明時には、本事業で特に留意すべき環境影響を明確にして説明を行うようにします。廃棄物処理施設では、焼却処理による排ガスの影響や廃棄物運搬車両の走行による騒音の影響等が挙げられます。自然豊かな富士山を中心とした自然環境に特徴付けられる地域であるため、動植物と景観への影響は特に留意すべき項目です。また、事業区域周辺には交通が集中する領域があるため、廃棄物運搬車両の走行による影響が、留意すべき環境影響となると考えます。

(株環境技術センター 西川課長代理)

それでは、資料1、No.7の説明に移ります。資料1のNo.7は、田中委員よりいただいた、水質汚濁の環境保全上の目標に関する御意見への御回答です。補足説明を資料に示しましたので、資料2の2ページを御覧ください。田中委員より御指摘いただいたとおり、準備書に記載した環境保全上の目標では、「環境基準以下であれば、水質が悪化するのを許容する」と受け取られるため、「現状を悪化させないこと」を基本とした目標に修正をいたします。お示しました2つの表のうち、上が修正前の表、下が修正後の表です。下の表の下線部が修正した箇所です。

工事中の影響に関する環境保全上の目標については、内容的には特に変更はありませんが、文言を改めます。下の方の表を御覧ください。1つ目の河川水質については、目標を「造成等の施工により現状の河川水質を悪化させないこと」とします。2つ目の底質については、目標を、「造成等の施工により、現状の水底の底質を悪化させないこと」とします。

施設の存在・供用時の影響に関する目標については、目標の設定根拠も含めて修正をします。3つ目の施設の存在による影響については、具

体的には、雨水排水が桂川の水質に及ぼす影響がテーマとなりますので、環境基準を設定根拠とすることはやめて、目標を、「施設からの雨水排水により、現状の河川水質を悪化させないこと」とします。4つ目の施設の稼働による影響については、現況の平常時の河川水質が環境基準を下回っていることを踏まえて、目標を、「施設の稼働後も、水質汚濁に係る環境基準を満足していることはもとより、施設の稼働により以下に示す、現状の河川水質を悪化させないこと」、そして、数値目標も示します。BODが0.5mg/L以下、SSが1mg/L以下、全リンが0.2mg/L以下、全窒素が1mg/L以下です。水質汚濁の環境保全上の目標についての説明は以上です。

では、資料1の説明に戻ります。資料1の3ページを御覧ください。資料1のNo.8は、田中委員よりいただいた「複数案の比較検討は、単に、環境保全目標の達成を目指す目標クリア型アセスメントではなく、事業者が実現可能な範囲で、環境への影響をできる限り小さくするための措置である」という御指摘への御回答です。田中委員の御指摘のとおりです。実施可能な範囲の中で設定した複数案ではありますが、環境への影響を小さくする意図もあることが明確になるように、評価書の記述を改めます。

次の資料1、No.9は、小林拓委員より会議後にいただいた、大気質の予測結果に関する御指摘への御回答です。資料2の3ページを御覧ください。バックグラウンド濃度と排出ガス寄与濃度の数値に誤りがありました。申し訳ございません。本来は、二酸化窒素の値を入れるべきところに窒素酸化物の値が入っていました。下の修正後の表の黄色の枠で囲った部分のとおり修正します。なお、将来予測濃度と日平均値の年間98%値には、もともと正しい値は入っていましたので、修正はありません。続く4ページには、準備書と要約書の修正後の表を示しています。修正内容は同じです。

では、資料1の説明に戻ります。資料1の4ページを御覧ください。資料1、No.10は、事務局より会議後にいただいた悪臭、騒音、振動の規制基準に関する御指摘への御回答です。悪臭の規制基準についての補足説明を資料2に示しましたので、資料2の5ページを御覧ください。事務局より御指摘いただいたとおり、悪臭、騒音、振動の規制値基準について、準備書の説明が不足していましたので、評価書では、修正後の下線部のように、加筆修正します。6ページの図を御覧ください。これは悪臭の規制基準の範囲を示した図です。中央の対象事業実施区域のう

ち、西桂町に含まれる範囲は、山梨県告示によって臭気指数規制が適用されます。図の黄色、B区域の部分です。対象事業実施区域の大部分がこの範囲に該当します。一方、対象事業実施区域のうち、富士吉田市に含まれる範囲は、富士吉田市条例による臭気指数規制の範囲外であるため、臭気指数規制は適用されません。図でいうと、対象事業実施区域の西側のわずかな白地の部分です。なお、騒音、振動の規制状況についても、西桂町と富士吉田市で規制の根拠法令、規制の有無などが異なることについて説明が不足している記述がありますので、悪臭と同様に、評価書で加筆修正をします。悪臭等の規制基準についての説明は以上です。

続いて特定建設作業の騒音規制基準について説明いたします。資料2の続きの、7ページを御覧ください。事務局より御指摘いただいたとおり、特定建設作業騒音の規制については、騒音規制法と県条例で規制対象となる事業や、一部の規制値が異なります。その中で最も厳しい基準値である75デシベルを目標値としている旨を評価書に明記をします。修正後の表の設定根拠にお示ししたとおり、騒音規制法に定められた特定建設作業騒音に関する規制基準は、敷地境界では85デシベル以下ですけれども、山梨県では、条例により基準を75デシベル以下とする建設作業があるため、環境保全上の目標は県条例を根拠に75デシベル以下としています。目標値には変更はありませんが、騒音規制法に関する記述が不足していたため、設定根拠に加筆をします。特定建設作業の騒音規制基準についての説明は以上です。

では、資料1の説明に戻ります。資料1の5ページを御覧ください。資料1、No.11は、高木委員よりいただいた道路交通騒音の評価に関する御意見への御回答です。前回の審議会当日の回答で申し上げましたとおり、中央自動車道、県道718号、国道139号については、富士吉田市と西桂町が、県、国等に交通の分散を依頼しており、事業者としても、車両の分散化を依頼しています。現在、県が県道718号の整備を行っているところです。

このように、幹線道路の一般車両の分散化に取り組んでいるところですが、道路交通騒音の現地調査では、環境基準値又は参考とする基準値を上回っている地点があります。そのことを踏まえて、評価書では、下記のように環境保全上の目標等を「現状を悪化させないこと」を基本とした目標に修正します。準備書では、現状が環境基準を上回っている地点では、せめて要請限度は守るという考え方で、目標値の設定と予測結果の評価をしていましたが、このような枠組みを見直して、基本的な考

え方を、「現状を悪化させないこと」に切り換えました。なお、「現状を悪化させないこと」の判断基準は、「現状プラス1デシベルまで」とします。

評価書では目標を、下の丸印をつけた記述のとおりとします。現況の騒音レベルが環境基準を下回っている地点の目標は、「環境基準を満足していることはもとより、資機材運搬車両又は廃棄物運搬車両の走行の影響により、現状を悪化させないこと」とします。現況の騒音レベルが、環境基準と同じ値、又は環境基準を上回っている地点の目標は、「資機材運搬車両又は廃棄物運搬車両の走行の影響により、現状を悪化させないこと」とします。

このように環境保全上の目標を修正すると、準備書において、「環境保全目標に適合」としていた評価の一部が、「環境保全目標に不適合」となります。具体的な例では、沿道騒音No.1地点及び沿道騒音No.5地点では、予測結果が、「現状プラス2デシベル」又は、「現状プラス3デシベル」となる場合があります。修正後の環境保全目標に適合しません。そこで、評価書では、準備書で不要としていた「環境保全措置」を講じることとして、要求水準書により、「設計・建設業務の実施にあたって、環境影響評価書を遵守した対応を行うこと」及び「事後調査により、環境に影響が見られた場合は、組合と協議の上、受注者の責任において対策を講じること」を受注者に義務付けます。

また、事後調査では、「環境基準までは悪化してもよい」というような評価にならないように、環境保全措置等の成功基準を「各予測地点における騒音レベルが予測値以下になること」を基本として評価をします。ただし、事後調査を実施する時期には、対象事業実施区域付近の県道718号の整備が終了している見込みであるため、国道139号の交通量の一部が県道718号に回って、県道の交通量が現在よりも多くなっていることが想定されます。このように、一般車両の交通量増加によって、ベースとなる騒音レベルが現況よりも高くなると、事後調査で、調査地点の騒音レベルが現況よりも高くなった場合に、その主な原因が一般車両の交通量増加によるものなのか、運搬車両の走行によるものなのかを、騒音レベルの測定結果だけでは判断することができません。そこで、事後調査においては、騒音調査と併せて行う交通量調査において、運搬車両を識別してカウントし、運搬車両の影響による騒音レベルの変化を推定することなどによって、運搬車両の影響が1デシベル以内に収まっているかどうかを判断します。道路交通騒音の評価についての説明は以上

です。

では、次のページの7ページを御覧ください。資料1、No.13では、浄化槽の性能について、坂本会長よりいただいた御意見への審議会当日の回答に一部誤りがありましたので、修正いたします。

資料1 No.14は、事務局より審議会後いただいた、環境保全上の目標値に関する御指摘への御回答です。関連する事項ですので、まとめて、浄化槽に関する目標設定についての補足説明を資料2に示しました。資料2の8ページを御覧ください。

前回審議会では、浄化槽の放流水の基準は国の定める基準を根拠としていたとお答えしましたが、事務局より御指摘いただきましたとおり、生物化学的酸素要求量BODの環境保全上の目標を10mg/Lと設定する根拠は、環境省関係浄化槽法施行規則ではなく、富士吉田市環境美化センターにおける設計基準でした。下の修正後の表の「設定根拠」の欄の下線部のように、表記の誤りを修正します。なお下線部には「公害防止基準より」と記載してありますけれども、正しくは、ここは「設計基準」でした。お詫びして訂正いたします。次の9ページの表2-7-2の下線部も「公害防止基準」を「設計基準」に訂正をお願いいたします。申し訳ありませんでした。浄化槽に関する目標設定の根拠についての説明は以上です。

では資料1の説明に戻ります。資料1の8ページを御覧ください。資料1、No.15は、事務局より審議会後にいただいた、環境保全上の目標値に関する御指摘への御回答です。意見No.13、No.14の回答のとおり、BODの目標値は、維持管理実績のある富士吉田市環境美化センターにおける設計基準を参考としたものです。その他の項目については、目標値を下げられる根拠がないため、準備書等の記載のとおりとします。

次の資料1、No.16は、事務局より、審議会後にいただいた、リン及び窒素の環境保全上の目標値に関する御意見への御回答です。できる限り環境負荷を減らそうという御意見の趣旨は理解しますが、準備書に記載した浄化槽排水の水質の設定条件で、「桂川の現況の水質を変化させることがない」という予測結果が得られています。目標値をより厳しく設定しても、環境負荷低減の効果がほとんど得られないと考えられますので、リン及び窒素の目標値は、準備書に記載のとおりとしています。

桂川の水質に関する補足説明を資料2に示しましたので、資料2の9ページを御覧ください。3つの表のうち、上の2つが予測条件、下の表

が予測結果です。2つ目の表の「水質の設定」に示した「浄化槽排水の濃度C1」のリンと窒素の設定値は、水質汚濁防止法の一律排水基準と同じ値で、リンが16mg/L、窒素が120mg/Lです。この条件で予測計算をした結果が3つ目の表です。御覧のとおり、この条件でもリン、窒素とも予測結果は、現況濃度から変化しません。このため、浄化槽排水濃度の設定値をより厳しくしても、その環境負荷低減の効果は桂川の水質改善という形では表れません。リン、窒素の目標値の設定についての説明は以上です。

では、資料1の説明に戻ります。資料1の9ページを御覧ください。資料1、No.17は、坂本会長よりいただいた水の使用と環境への放出の全体像に関する御指摘への御回答です。水のフローについて補足説明を資料に示しましたので、資料2の10ページを御覧ください。

地下水の取水から環境への放出までの水のフローの例を模式的に示しています。井戸でくみ上げた水は、生活用水とプラント用水に分離し、生活用水は全量を合併浄化槽で処理後、河川放流します。プラント用水は、プラント用水受水槽からプラント内の各工程に供給されます。各工程で使われた水は、プラント排水処理施設で処理後、プラント内で再利用しますが、一部は飛散、蒸発により環境に排出されます。また、飛灰処理物や焼却灰に含まれる水分は、最終処分場に搬出されます。従って、プラント用水が、排水として河川放流されることはありません。雨水については、別途、雨水貯留槽を設けて、植栽への給水、場内の洗浄水などに利用する可能性がありますけれども、これは入札参加者の提案によります。未利用の雨水は、洪水調整地に貯留後、河川放流します。水のフローについての説明は以上です。ここで一旦、公開分の前半の説明を区切りたいと思います。

(坂本会長)

ありがとうございました。大体予定時間とおりのので、ここまでにいて、質疑等ありましたらお願いします。まずは箕浦委員からです。もうすぐ出られるということで、箕浦先生にお聞きして、そのあと、会場の皆さんにお聞きして、最後にWeb参加の委員にお聞きしたいと思います。Web参加の方は、箕浦委員以外はミュートにして、しばらくお待ちください。

では箕浦委員、御質問や御意見がございましたらお願いします。

(箕浦委員)

現在、特に質問ございません。ありがとうございます。

(坂本会長)

それでは会場の方、御質問・御意見いかがでしょうか。大丈夫ですか。それでは、Web参加の方、何かありましたら、お願いいたします。

(坂本会長)

私から1点、環境保全目標を修正したということですが、他の部分も含めて、これは、入札のときの技術審査にしっかりと反映させる仕組みになるということですか。

(株環境技術センター 西川課長代理)

おっしゃるとおりでございます。

(坂本会長)

性能発注のときに、このように書いたので、しっかりとこうしてください、という話ですね。

(株環境技術センター 西川課長代理)

はい。

(坂本会長)

わかりました。

他の方いかがでしょうか。休憩の予定でしたが、このまま続けたいと思います。

続いて、事業者から事業者説明資料1の公開資料の残りの部分、地盤沈下からということで、説明をお願いします。

(株環境技術センター 味澤部長)

では資料1の説明に戻ります。資料1の9ページを御覧ください。資料1、No.18の後藤委員からいただいた地質についての指摘への御回答です。事業地内で実施されたボーリング調査の位置を、資料2の12ページの図に示しました。ボーリング地質調査は、事業地内で9本実施しておりまして、柱状図を16ページから24ページに示しました。そこ

から推定した地質横断図が、14ページと15ページの図になります。ボーリング地質調査は、最も深いものでも9mまでであり、溶岩層の下の帯水層の正確な情報はありません。25ページ、26ページに示した柱状図は、深井戸テストボーリングによる推定図になります。準備書本編で示したように、この「粘土混じり砂れき」の下部には、砂れき層が厚く堆積しており、地下水位の回復が非常に早い地層であること、周辺のこれまでの水道水源としての用水では、揚水による地盤沈下が発生していないことから、事業費区域で地盤沈下が起こる可能性は非常に小さいと考えられます。対象事業実施区域の地質と地盤沈下の関係についての説明は以上です。

続いて資料1の10ページを御覧ください。資料1、No.19は、後藤委員からいただいた、造成工事の計画についての指摘への御回答です。補足説明を資料2に示しましたので、資料2の27ページを御覧ください。準備書の982ページの図8.4.1-1に示した、造成工事のパターンの図を示しました。全パターンを同じ標高で描いた図になります。また、準備書の982ページの表8.4.1-3に示した造成土量に関する試算を再掲しています。土地造成の具体的な設計は、先ほど御説明しました、性能発注の一環として工事施工事業者の提案によることとなります。現況の地形を生かし、土砂の運搬量を少なくする工夫は、施設の構造や配置と連動するため、発生する土砂の土質、切土、盛土の土量の詳細は設定しておりません。準備書で示した搬入出土量はあくまで現段階の概算値になります。評価書では、造成工事の説明に地質断面図を入れるなど、より詳しい説明を盛り込むこととします。造成パターンについての説明は以上です。

では、資料1の説明に戻ります。資料1の11ページを御覧ください。資料1のNo.20は、北原委員からいただいた、造成工事の計画についての指摘への御回答です。環境保全措置として、造成工事で失われる事業地内の水辺と周辺の草地環境の状況を模したものを創出することを計画しています。こちらの詳しい説明は、保全すべき動植物の生育地の詳細に関わるため、非公開部分で詳しく説明させていただきます。

続く12ページの資料1、No.23は、芹沢委員からいただいた、陸上植物の集計についての御指摘への回答です。資料2の28ページを御覧ください。御指摘のとおり、集計に誤りがありました。申し訳ございません。正しい値は、御覧のとおりです。下の表にお示してございます。準備書の683ページと、要約書の220ページにも、同じ表がありま

すので、修正をいたします。植物の確認種数についての説明は以上です。

では、資料1の説明に戻ります。資料1の12ページを御覧ください。資料1のNo.24は、佐藤委員からいただいた猛禽類の調査範囲についての御指摘の御回答です。猛禽類の調査範囲は周囲1kmの範囲としていましたが、実際の調査上は、事業地から1km近辺にある山のピークまでの距離を目安に調査を行いました。調査範囲図もこれに合わせたため、調査範囲は事業地から概ね1,130mとなっております。

次の資料1のNo.25は、湯本委員からいただいたカエルの産卵場所についての御指摘への御回答です。御指摘のとおり、モリアオガエルやシュレーゲルアオガエルが産卵できる場所は限られております。環境保全措置として位置付けている創出環境の対象種として、モリアオガエルも位置づけることとします。詳しくは、非公開部分で御説明いたします。

次の資料1、No.26は、小林富一郎委員からいただいた群落名についての質問への御回答です。資料2の30ページを御覧ください。植生区分は、環境省の「自然環境保全基礎調査（植生調査（植生自然度調査））の現存植生図2024 凡例一覧表」に準じております。群落名の根拠についての説明は以上です。

資料1の説明に戻ります。資料1の13ページを御覧ください。資料1、No.27は、佐藤委員からいただいた生態系の代表種についての指摘への御回答です。御指摘のとおり、西側の市街地と東側の山林の環境は大きく異なっていると認識しています。事業地周辺は、両者の境界付近に位置するものの、平坦な農地であり、生態系としては西側の市街地に含まれるものと考えます。このことから、生態系の上位種の代表種は、チョウゲンボウが最も適していると判断しているものです。このような検討の経過を評価書ではわかりやすく記載するようにします。

補足説明を資料2の31ページから34ページに示しましたので、31ページを御覧ください。準備書で上位性の注目種をチョウゲンボウとした理由をまとめました。注目種選定の観点は、表2-13-1に示しました、「環境アセスメント技術ガイド」の記述を参考としました。「栄養段階の上位に位置すること」、「生態系の攪乱や環境変化等の影響を指標しやすい種」という観点から、対象事業実施区域の周辺地域で確認された種のうち、表2-13-2に示す。アカギツネ、クマタカ、ノスリ、チョウゲンボウ、フクロウを上位性の注目種として抽出しました。その上で、次の32ページの表2-13-3に示した栄養段階、指標性、対象事業実施区域との関連性、情報の量の4つの観点を比較して、表2-

13-4に示すとおり、チョウゲンボウを選定しました。

33ページと34ページに、生態系模式図と食物連鎖図に上位性の注目種候補をオーバーレイした図を示しました。33ページの方を御覧ください。御指摘いただいたとおり、事業地周辺は桂川の東側の森林の生態系と西側の里地の生態系に分けられ、事業地は里地の生態系の方に属していると捉えます。チョウゲンボウは里地の生態系と繋がりが深く、事業地及びその周辺の利用が多く、繁殖も確認されているため、事業の影響を他の候補種よりも受けやすく、上位性の注目種として最適であると考えました。得られた情報が多いため、行動圏の解析等が可能であることも重視しています。陸上動物の予測において、クマタカは奥山の鳥であり、山地に生息域の中心があると推定されるため、事業地の利用はほとんどなく、影響は小さいと予測しました。フクロウは営巣場所となる樹洞の環境が山地側にあると推定されるため、事業地の改変等の影響は大きくないと予測しました。ノスリは、事業地のような草地も狩場とするものの、山地から民家周辺までを広く利用するため、チョウゲンボウに比べ、影響は小さくなると考えられること、チョウゲンボウと比べ、得られた情報が少ないことが挙げられます。アカギツネについては、肉食性が強いものの、雑食であること、得られた情報が少ないことから、指標種としては、チョウゲンボウに劣ると考えました。上位性の注目種についての説明は以上です。

資料1の13ページを御覧ください。ここで資料の訂正を4ヶ所お願いいたします。1つ目は、13ページのNo.28の、後日回答欄の一番下に、「準備書では記述を改めます」と記載してありますが、これは「評価書では記述を改めます」とすべきところでした。2つ目は、次の14ページのNo.29の、後日回答欄の2行目、「準備書」は「評価書」とすべきところでした。3つ目は、15ページのNo.31の意見等の内容欄の2行目の取消し線にある「建物」は消し忘れになります。恐れ入りますが、削除をお願いいたします。4つ目は、16ページのNo.33の後日回答欄の下から2行目に、「受注者」とあるのは、「入札参加者」の誤りでした。お詫びして訂正いたします。申し訳ございませんでした。

では、説明に戻ります。13ページを御覧ください。資料1のNo.28とNo.29は、佐藤委員からいただいた生態系の影響予測についての指摘への御回答です。チョウゲンボウの餌場の確保について、準備書の表現がわかりにくい記述でした。評価書ではわかりやすく記述を改めます。「地域個体群」としたのは、事業地の周辺地域の昆虫の個体群のことで

あり、レッドリストで用いられているような「他の地域とは遺伝的に隔離されている個体群」の意味ではありません。表現が不適切でしたので、評価書では記述を改めます。また、生態系の予測結果については、曖昧な言葉や生態学のルールに基づかない説明がございました。評価書では、予測結果の説明を見直すとともに、事業による攪乱による周辺地域への影響について予測し、記述をいたします。

続いて資料1のNo.30からNo.33は、石井委員からいただいた景観に関する指摘への御回答です。資料2の35ページを御覧ください。景観の複数案の設定は、方法書の知事意見にありました、「施設建設の発注条件のうち、環境に影響を及ぼし得る条件」を意識したものです。表2-14-1に、「複数案の設定内容」と、「影響の想定」、「結果の概要」の対応を整理しました。表中の「景観に与える影響の想定」の内容が、御指摘いただいた、「どのように見えるか」、「どのような問題が生じるか」ということに対応しており、煙突高さ、施設配置、施設の色という複数案を設定し、影響を予測したものです。なお、富士山に向かう途中で目に入る大型の建造物という観点から、施設の存在は景観への影響として認識できると考えますが、御指摘のとおり、準備書では触れておりませんでした。ごみ処理の継続のために、施設の建設が必要であること、用地を変更することが困難であることを踏まえると、事業地が既に決定している状況では、代替案を示すことは不可能です。このため、施設が目立ちにくく、周辺と調和しているかどうかについて、予測・評価を行っています。富士山に向かう途中で施設が目に入ることによる期待感の阻害については、主に中央自動車道の下り線側で現れる影響と考えますが、準備書の952ページのNo.5-②及び953ページNo.5-③の予測結果に示したように、煙突高さが59mであれば、計画施設が目に入るときには、進行方向を外れて左手に見えること、進行方向に見える、現在の富士吉田市環境美化センター焼却施設は、詳細は未定であるものの、計画施設の完成後に解体が想定されることから、期待感の阻害の度合いは小さくなるものと予測しています。

続いて資料1、No.31の御回答です。資料1の15ページを御覧ください。まず、煙突高さについては、準備書の総合評価、1,194ページに、複数案の設定理由を記載していますが、記載場所がわかりにくいため、評価書では第8章の「8. 1. 1 大気汚染」の中でも説明を記載するようにします。なお、煙突高さ60m以上からは、航空法等の法規制が厳しくなることから、それを超えない限度として、59mを設定して、

これを基本とし、比較として、大規模の施設で事例の多い高さ100mについて比較を行ったものです。建物の色を淡い色としているのは、富士吉田市の景観形成基準の範囲内で、目立ちやすい条件となる明度と彩度が高い条件を設定しました。

続いて資料1のNo.32の御回答です。よりよい設計を採用するプロセスについては、準備書の景観・風景、959ページに理由を記載しています。先ほど御説明したように、施設は性能発注とするため、工事発注段階で指示を行い、効果の高い優れた案を採用することとしています。工事施工事業者の選定は、応募者が提出した完成予想パース図を踏まえて、有識者を踏まえた事業者選定組織において採点を行い、景観への影響についても、事業者選定の要素の1つとします。さらに、完成予想パース図に対しては、必要に応じて、候補者の提案内容に支障がない範囲で、景観への影響が最小化されるように協議を行うこととしています。現在、発注に向けて準備が進行中ですので、より具体的な検討の仕組みについては、可能な範囲内で、評価書に記載するようにいたします。

資料2の36ページを御覧ください。工事施工事業者に求める要件を、表の2-14-2に整理しました。いずれも具体的な指示はしませんが、No.2からNo.4については、建物のインパクトを小さくする方法を例示しています。表に示したこれら4つの要求について、技術力やこれまでの経験を生かした良い提案を入札参加者に求めます。

続いて資料1のNo.33の御回答です。資料1の16ページを御覧ください。先ほど御覧いただいた、資料2の36ページの表2-14-2に示したように、「景観計画」の中で、建物高さを抑えることや、壁面の質、形状により分節すること、親しみやすいデザインとすること、高木等の植栽の充実について記述をしているため、これらを設計に反映することを入札参加者に求め、事業者選定の際の評価に盛り込むことを、評価書に記述します。以上で公開部分の説明を終わります。

(坂本会長)

ありがとうございました。ただいま公開部分の後半の説明をいただきました。では、質疑応答です。まずは後藤委員の質問がありましたので、それを後藤先生に確認していただいた後、また会場の委員の皆さんの質疑応答とし、それから、他のWeb参加の委員の質疑応答というようにしたいと思います。

まずは後藤委員いかがですか。

(後藤委員)

意見整理表No.18の地盤沈下について、ボーリング図等が掲載されていますけれども、私の趣旨は、事業者説明資料(26ページ)のW-2の(ボーリング柱状図について)、帯水層の中に、「粘土まじり砂礫」がありますので、「この粘土が、圧密沈下に影響を及ぼさないでしょうか」という質問です。(事業者の)説明では、表層地盤の土質試験結果と書かれておられまして、表層は、そのとおりだと思うのですが、帯水層について、この「粘土まじりの砂礫」がどういった土質だったのかお聞きしたのですけれども、(事業者の)回答は、この(これまで)帯水層から揚水しても地盤沈下が起きてないので、大丈夫だ、という表現です。それはそれで、良いのですが、(ボーリング柱状図)W-2に記載のある「粘土混じり砂れき」の『粘土』の情報が何かあればと思い、お聞きしたのですが、その点はいかがでしょうか。

(株環境技術センター 味澤部長)

残念ながら、お示しできるような、粘土層の詳しい情報がございません。そのため、今回、このような回答とさせていただきます。

(後藤委員)

わかりました。

それでは、次の(意見整理表)No.19ですけれども、(事業者説明資料2の)27ページに、造成工事のパターンということで、パターン1・2・3を、標高を揃えて書いていただきありがとうございます。また、表8.4.1-3に土量が書かれています。切土・盛土・造成土量、残土量がありますが、この「土量」は非常に重要だと思います。このパターン1・2・3で、どこが切土でどこが盛土か。盛土は鉛直な図になっていますが、鉛直な擁壁にされるのか、勾配をつけるのか。非常に細かな数字の盛土量や切土量を計算されていますけれども、その形態が、パターン1・2・3(の図)にどうも反映されていなくてわかりにくいので、そこを質問したのですけれど、いかがでしょうか。

(株環境技術センター 味澤部長)

確かに御指摘のところはわかりますが、この(27ページの)上にお

示した図は、非常に大まかな概念図に過ぎないということになります。実際には、造成面の標高を設定いたしまして、本当に大まかな形で土量の概算の量をお示したものです。こちらの表の8.4.1-3には、一の位まで細かい数字が載っているので、細かい計算がなされているように考えられるかもしれませんが、実際には非常に大まかな計算なものですから、図上で、ここを切土、ここを盛土というように、詳しく御説明できるような内容ではないということでございます。

(後藤委員)

土量というのは、やはり非常に重要なのですけれども、その重要なパターン1・2・3の図の数字を見ても、パターン1・2・3の概略図で追えない(対応関係を確認できない)のです。概略であっても、どこを切土して、どこに盛るか、そしてどの標高に合わせるかという、概略の数字であることはもちろんわかりますが、その概略をどういう根拠で図面から拾ったのかということが、パターン1・2・3の図面を見ても全く見てとれないのです。そこはいかがでしょうか。

もう少しわかりやすい図として、ここを切土、ここは盛土とすればわかりやすいのですが、鉛直の盛土となっていますけれど、ここは鉛直ですか、鉛直壁を作るのでしょうか。

(株環境技術センター 味澤部長)

実際には、現状の計画地の図面から標高を見ながら、大まかなユニットに分けて、造成後の標高に、造成し直したときの計算をしています。しかし、残念ながら、どこ(の土)をどう動かして、この計算ができてきたかということが、お示しできる状態にはないということです。

それから、図では確かに、垂直の図になっておりますけれども、これは垂直の擁壁を作って盛り立てるということでは必ずしもなく、擁壁をつくるということを前提にして、計算したものではないということです。

(後藤委員)

やはり擁壁ではなくてスロープにされるとおもいますけれども、せめてスロープの図や、このパターン1・2・3が、どのような盛土工事、切土工事で、土量のバランスを計画されているのかというのは、環境アセス上、非常に重要だと思しますので、そこがわかる図になってないと、それはまずいのではと思いました。私が見てもパターン1・2・3が、

一体どのように切土・盛土されるのかが全くわかりません。

(坂本会長)

これについてはすぐには回答できないと思うので、大まかな計算法を示すなり、パターン1・2・3については、次回、もう少し具体的に書くことをお願いできますでしょうか。

(株環境技術センター 味澤部長)

承知いたしました。

(坂本会長)

そこまで細かい数字ではなく、100から200の間、というような、大まかなもので結構です。細かい数字が出てくると、しっかり図面上で計算したのかな、と思いますので、実際にやったことがわかるように、そのときのパターン1・2・3が、どういう考え方かということがわかるように御検討ください。

後藤委員、それを見た上で、それでもまずいところがあるようでしたら、また、知事意見の中に反映してもらいたい意見とすることもできますので、また後でお考えください。よろしいですか。

(後藤委員)

わかりました。皆さんがわかるように書いていただければ、それで構いません。

(坂本会長)

後藤委員の御質問とその回答については終わりました。

ここでまた、会場に戻りまして、生物系の公開部分、それから、石井委員の景観の部分について、まずは会場で御意見を聞いて、それから、Web参加の方に御意見を聞こうと思います。

では会場の皆さん、いかがでしょうか。石井委員お願いします。

(石井委員)

まずは御検討ありがとうございました。事業者説明資料だと、大分足りないなと思っていたのですが、(口頭での)御説明のときに、私が意見した検討事項である「富士山の行き帰り」について説明いただきました。

そのこと（口頭での説明の内容）を、発注するときにも、同じ説明がしっかりと入っているようにしてもらいたい、ということをおもいました。

ただのフォトモンタージュを作るだけではなくて、しっかりと富士山への行き帰りとして、「富士山に向かうぞ」であるとか、それから「富士山行ってきたぞ」というところの連続するシークエンス景観の集積として、最後に記憶に残る風景として、「どのようなものがあったのか」というところまでしっかりと意識してください、というようなことが、事業者（入札参加者）に丁寧に伝わるような、発注にってもらいたいです。

この検討は単なるフォトモンタージュだけではなくて、できればシークエンス景観の動画等を作ってもらいたい。そういうところまでやっていただく中で、先ほど「現状の施設は将来取り壊す」という話がありましたので、当然、その検討の中には、「現状のまま」、それから「取り壊したとき」の両方も、やはり検討してもらおうことがよいと思いますので、それらも含めて事業者（入札参加者）を募集するときに、その説明がしっかりと書かれているとよいと思いましたので、よろしくお願ひします。

（坂本会長）

はい。御意見かと思ひますけどそれについて御回答ありましたらお願ひします。

（富士・東部広域環境事務組合 滝口参与）

委員の御意見の中で、現状の施設（富士吉田市環境美化センター）を作ったときにも同じように、受注したプラントメーカーが提案という形でパースを動画上に載せて、高速道路からどのように見えていくか、どのように消えていくかというものを高速道路の上下線とも作っていただひて確認しておりますので、同様な形でやっていくつもりでおります。

（坂本会長）

今のものを少し直して（現状の施設建設のときに作成したものを修正して）、出てくる（次回に示される）と思ひます。

（富士・東部広域環境事務組合 滝口参与）

はい。

(坂本会長)

石井委員はそれでよろしいでしょうか。

(石井委員)

はい。

(坂本会長)

では、公開の部分について、まず、会場のその他の委員いかがでしょうか。

はい、それではWeb参加の委員でこの公開の生物系等について御意見がある方はお願いします。特になさそうですね。

(坂本会長)

それでは公開部分については、これで一旦終わりにしたいのですが、私から1つ確認ですけれど、発注のときに十分に気をつけると思うのですが、その後の部分（意見整理表No.32）で、「有識者を交えた事業者選定組織により、景観への影響を事業者選定の要素の1つとする」と書いていますけれど、他の部分（環境要素）も含めて、その事業者選定組織の有識者というのはどのように考えていらっしゃるのでしょうか。有識者ということは事業に直接関わっている人ではなくて、いろいろ、聞くということだと思うのですが、景観だけでなく、他の部分（環境要素）も含めて、どのように考えていらっしゃいますか。

(富士・東部広域環境事務組合 滝口参与)

事業者選定委員会につきましては、現在会議を進めております。選定委員は有識者という形で、具体的にどのような形ということは、非公開で決めておりますので、今この場ではお答えできません。ただ、多面的な立場の委員が、多面的な面から事業者を選定していくという形でございます。

(坂本会長)

わかりました。私の感覚では、景観だけでなく他の専門家もいるので、3、4人はいるということでしょうか。私どもこうして今のところは、性能発注の「性能」に含まれるような、環境についてのことをお願いしているのですが、この審議会では、その後のチェックができな

いので、それはそちらの有識者の専門委員会でやっていただけたらと思うので、良い委員の方を、必要数加えていただいて、やっていただきたい、というお願いとして、よろしくお願いします。

それでは、ここまでで、他にありませんでしょうか。なければ、少し休憩して、非公開の部分をやっていきたいと思います。今14時45分なので、10分休憩で、14時55分から非公開部分を進めたいと思います。では10分程度の休憩といたします。よろしくお願いします。

【非公開審議開始】

【非公開審議終了】

(坂本会長)

それでは、事業者からの説明と質疑が終了いたしました。

以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。御協力ありがとうございました。

(司会 佐野総括課長補佐)

委員の皆様におかれましては議事進行に御協力いただきありがとうございました。坂本会長には議事の円滑な進行まことにありがとうございました。

それでは、「3 その他」ですが、事務局お願いします。

(事務局 有泉課長補佐)

事務局より今後について御説明させていただきます。本日の冒頭に御説明したとおり、次回の審議会では、知事意見の素案について御審議いただきたいと考えておりますが、正しく皆様の御意見や事業者の受け答え、事業者の考えを反映させるため、まずは事務局にて本日の議事録を作成し、皆様にメールにてお送りいたしますので、議事録が届きましたら、ご自身の発言について、誤りがないか、御確認いただけますようお願いいたします。

また、追加の御意見・御質問がございましたら、一週間後の6月4日(木)頃を目処に、事務局あてに、ベタうちでかまいませんので、メールにて送付をお願いします。

事務局では、皆様からの追加の御意見・御質問に加え、本日、欠席された委員からの御意見・御質問をとりまとめ、事業者にお送りしますので、事業者におかれましては、それら意見・質問について、回答の作成をお願いします。

なお、次回審議会は6月中旬から下旬を予定しておりますが、正式な場所や日程は、後日、通知させていただきますので、開催通知が届きましたら、出欠について回答いただけますようお願いいたします。事務局からは以上です。

(司会 佐野総括課長補佐)

委員の皆様からは、何かございますでしょうか。

これをもちまして、山梨県環境影響評価等技術審議会を終了いたします。御審議、ありがとうございました。

(了)